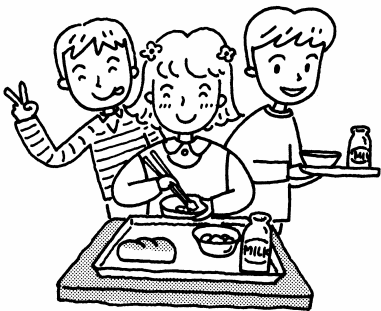


# 「請負」でダメなら「派遣」で 学校給食調理の民間委託で、市教委の方針

1月28日、文教経済常任委員会  
「学校給食調理業務民間委託について」  
報告がありました。

市教育委員会が城北中学校を進めて  
いた民間委託(請負)の試行が、労働局か  
ら「偽装請負」(請負なのに派遣社員によ  
うに扱う違法行為)と指摘され、このまま  
では20年度新たに4校に拡大すること  
ができない状況に追い込まれていまし  
た。「請負」では、「栄養士が調理員を指導  
してはならない」のですが、実態は口出し  
し、指導しなければならぬ(職務に忠実  
な状況だったのです。それを「打開」(栄  
養士が調理員を指導できるように)する  
ために持ち出してきたのが、「派遣」です。  
これでは、行政が率先して法の抜け道を  
探し、不安定雇用労働者をつくりだそう  
としていること  
になります。

28日の教育  
部長(前行革推進  
課長)の説明は、  
「何が何でも民間  
委託」という姿勢



そのものでした。しかし、「派遣」は直営  
そのものであり、民間委託ではありませ  
ん。栄養士が指導するのであれば、「嘱託  
職員」でも良いわけです。

「最初の1年間は派遣とし、その後委  
託に切り替える」という説明がありまし  
た。そんなことが可能なのかと思いまし  
た。

たとえば、A社としましょう。このA  
社とはどのような契約を結ぶのでしょ  
うか。民一民であれば、「1年間は派遣で、  
その後は委託にしてね」ですむでしょう。  
しかし行政(公契約)ではそんなわけに  
はいきません。契約は入札によるでしょ  
うし、その上「派遣契約」と「委託契約」と  
は、まったく別の契約です。

派遣に対し何社かの応札があり、運よ  
くA社が落札したとして、契約は1年間  
の派遣契約だけです。「2年目からは委託  
契約に切り替えますから」などと契約す  
ることはできません。「長期継続契約」に  
も該当しませんし、「債務負担行為」にも  
当てはまりません。

さあ、2年目です。今度は委託が入札  
にかかるでしょう。談合か何かでA社一

社になれば別  
ですが、また何  
社かの応札が  
あるはずですが。  
運よくA社が  
落札できれば  
「メデタシ、メ  
デタシ」です  
が、別の会社B

社が落札したらどうするのでしょ  
うか。

もともと「最初の1年間は、請負ではダメ  
で直接指導できる派遣にする」というこ  
とから始まっています。そうです。入札  
参加資格は、「1年目の派遣会社だけ」に  
限定されることになり、B社は2年目の  
請負の入札からは排除されていなければ  
ならなくなります。こんな入札のやり方、  
契約の仕方は、許  
されないのではな  
いでしょうか。

「派遣から請負  
への切り替えは、  
公契約の制度上、  
ムリがあると思う  
のですが。」



日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の

## 市政レポート

2008年2月3日 No.173  
発行・杉本敏宏事務所  
上越市東本町5丁目1番38号  
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

23日、城北中学校の教育懇談会がありました。この懇談会は、校長・教頭など学校幹部とPTA三役、学区会三役、それに学区内選出市議（4名）が集まって、城北中学校の現状や課題などを聞き、意見交換する場です。こういう懇談会を持つているのは、市内でも城北中学校だけのようです。

中野敏明校長のあいさつに続いて、富永一郎教頭が「城北中学校の近況報告と今後の課題」について、資料に基づいて説明してくれました。富永教頭が強調していたのは、「毎年『生活アンケート』を取っているが、城北中学校の場合、『将来に目標がある』『自分の人生に希望を持っている』が80%前後の高い比率になっている」ということでした。これはすばらしいことだと思いました。将来の目標が持てず、人生に希望が見出せない若者が多い中、こういう中学生がいるということとは、私たちにとって『希望』です。ここには、先生方の並々ならぬ努力があるのでしよう。

私が最初に発言したのは、この日の赤旗に載っていた「IQ」についてです。IQは「知能指数」ですが、赤旗の記事を紹介しながら、「IQだけでなく、『学力調査』などが、一

人ひとりの生徒の到達状況を把握する目安や、どこまで理解が進んだかを知るために使われるのならば良いのですが、IQが一人歩きして、生徒のランク付けや学校の格差付けに使われ「困ります」と話しました。先生方も「意図的に利用されると困る」と言っていました。

もう一つ話したのは、「給食調理員民営化」

のことです。城北中学校がモデル的に選考実施されている問題です。私が強調したのは、「行政や教職員が、法違反すれすれのことをやったり、法の網をくぐっていくようなやり方は、教育の現場にそぐわない」ということでした。

「給食調理員」の問題は、「懇談にはふさわしくなかったかな」と思っていたのですが、懇親会の席では、堰を切ったように意見が飛び出してきました。やはり皆さん心配していたのです。

乾杯の前に一言話させてもらいました。「この懇談会は、水野校長の時代にはじめられたと思います。12年間ずっと参加させてもらい、議員活動にも役立たせてもらいました。私は、今期で議員を辞めますが、この懇談会はぜひ継続していただきたいと思います」。

私が議員を辞めるということについても、いろいろ感想が寄せられました。身も心も温まる懇親会でした。

## 城北中教育懇談会

## 2月臨時議会が開かれます

29日、議会運営委員会が開かれ、2月5日（火）に招集された2月臨時議会の議案等が配布されました。会期は1日だけの予定です。

主要議題は、「**地域自治区の設置に関する条例**」と「**地域協議会委員の選任に関する条例の一部改正**」です。これは、旧上越市地域への地域自治区の導入が延期されたことから、現在13区に設置されている地域自治区と地域協議会を、合併特例法による設置から地方自治法による恒久的な制度とするための措置です。

内容的には、「**地域自治区の設置に関する条例**」の場合、合併時の「地域自治区の設置に関する協議書」をほぼそのまま条例化したものです。「**附則**」に、移行に関わる条文が列記されていますが、その中に、旧上越市地域へのすみやかな設置をうたっているのが大きな特徴です。「**地域協議会委員の選任に関する条例の一部改正**」は、根拠を合併協議書から設置条例に移行したことが本来目的ですが、新たに「委員の解任」条項を設けています。現行条例では、選任前に「違反投票運動」が判った場合には選任しないことになっていますが、選任した後で発覚した場合の規定がないことから設けるものです。今まで議論されてきたことを受けた妥当なものと思います。

もう一つの主要議題は、**補正予算**です。補正の本身は、いわゆる「福祉灯油」に関わるもので、1月9日の専決処分の承認についてです。

隠れた重要議題が、**今、国会で焦点になっている「道路特定財源」の堅持を求める意見書**です。上越市議会では、「意見書の採択は全会一致が原則」になっています。この民主的原則が守られるかどうかも焦点の一つといえます。